

2022年9月12日
クレディ・アグリコル生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症による入院一時給付金等のお取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下「みなし入院」）について、2022年9月26日（月）以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

<「みなし入院」による入院一時給付金等のお支払い対象>

- | |
|---|
| <p>2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方</p> <ul style="list-style-type: none">● 65歳以上の方● 妊娠中の方● 入院を要する方● 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または酸素投与を受けられた方 |
|---|

※2022年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、上記の重症化リスクの高い方に限らずお支払いの対象となります。

<お支払い対象の見直しの背景等>

入院されたこととお支払事由とする入院一時給付金等は、保険約款において、「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めております。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになり

ました。

こうした中、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に十全な対応をすべく、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されるなどの状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院一時給付金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことにしました。

なお、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

以上